

一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ定款

2016年6月10日制定

2018年6月28日改定

2020年6月04日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人の名称は、一般社団法人インダストリアル・バリューチェーン・イニシアティブ（英語名：Industrial Value Chain Initiative（略称 IVI））とする。

(主たる事業所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ものづくりとIT（情報技術）の融合による新しい製造業のプラットフォームのために必要となる共通基盤を構築することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) ものづくり競争力強化のための各種教育・研修
- (2) ものづくり業務改革のための基盤技術の研究と支援
- (3) ものづくりとIT（情報技術）が融合したビジネスシナリオの研究
- (4) ゆるやかな標準化のためのリファレンスモデルの開発
- (5) IoT(モノのインターネット)を活用したプラットフォームのための標準化の提案
- (6) 会員相互の支援、交流、連絡その他共有する利益をはかる活動
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 会員及び社員

(会員)

第4条 当法人は、正会員、サポート会員、学会会員、個人会員、賛助会員、実装会員の6種

で構成される。また、正会員とサポート会員は、それぞれさらに大企業、中小企業の2区分で構成される。

- (1) 正会員は、自社で工場を持ち、ものづくりを実際に行っている企業又は団体
- (2) サポート会員は、ものづくりに関する技術により本会活動に貢献する企業又は団体
- (3) 学会会員は、ものづくりに関する高度な知見をもつ学識経験者
- (4) 個人会員は、ものづくりに興味をもち、本会の活動に貢献する個人

(5) 賛助会員は、本会の活動を経済面で支援する企業または団体

(6) 実装会員は、ものづくりに関する製品やサービスを提供している企業または団体

2 前項の会員のうち、正会員及びサポート会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第5条 当法人の会員になろうとする法人、団体又は個人は、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事長の承認を受けなければならない。

2 サポート会員の入会にあたり、正会員の推薦がなければならない。正会員は、自らが保持する議決権の数に応じて、累積して同数又はそれ以下の議決権を保持するサポート会員を推薦することができる。

3 学術会員の入会にあたり、第1項の理事長の承認の他、幹事会の承認を得なければならない。

(経費負担)

第6条 会員は、第4条で定める会員の種別、区分及びその有する口数ごとに、総会において別に定める入会金及び会費（一般法人法第27条の経費を含む。）を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 書面による退会の意思表示があったとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が解散したとき

(4) 除名されたとき

(5) 1年以上会費を滞納したとき

(退会及び除名)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を、退会を希望する日の1か月以上前に理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が本定款及び理事会で別に定める規則を遵守しないとき又は当法人の名誉を毀損する行為をしたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第9条 社員が第7条の規定により正会員又はサポート会員たる資格を喪失したときは、社員の資格を喪失する。

(社員名簿)

第10条 当法人は、会員及び社員の氏名又は名称、住所並びに法人又は団体については会員代表者を記載又は記録した「会員・社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員・社員名簿をもって一般法人法第31条の社員名簿を兼ねるものとする。

2 当法人の会員及び社員に対する通知又は催告は前項の会員・社員名簿に記載又は記録された法人又は団体の住所（当該会員又は社員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発するものとする。

第3章 総会

(総会)

第11条 当法人の総会は一般法人法に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3 総会は、社員をもって構成する。

4 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

5 総会は、一般法人法及び本定款に定める事項の他、以下の事項について審議し、決定する。

- (1) 理事及び監事の選任
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 入会金及び会費の決定
- (5) 会員の除名
- (6) 定款変更
- (7) 合併及び解散に関する事項
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項

6 前項第3号の事業計画及び予算については、毎事業年度開始日の前日までに総会の承認を受けなければならない。ただし、当該事業年度開始日の前日までに承認を受けられない場合は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで直前の事業年度の予算に準じて業務を執行することができる。

(開催)

第12条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(議決権)

- 第13条 総会における議決権は、正会員及びサポート会員がその会費口数に応じて有する。
- 2 総会における議決権の数は、区分が大企業の場合は第6条で定める会費1口あたり3個、区分が中小企業の場合は会費1口あたり1個とする。
- 3 学術会員、個人会員、賛助会員及び実装会員は、総会における議決権を有しない。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除く他、理事会の決議によって理事長が招集する。なお、理事長に欠員又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が総会を招集する。
- 2 総会の招集通知は、書面により、又は社員の承諾を得て電磁的方法により、総会の日の1週間前までに発するものとする。
- 3 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

- 第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に欠員又は事故があるときは、理事会であらかじめ定めた順序に従い、他の理事が議長となる。

(決議)

- 第16条 総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を有する社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 定款の変更
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 解散
 - (4) 会員の除名
 - (5) その他本定款及び法令で定める事項

(代理)

- 第17条 総会に出席できない社員は、他の社員又は議長を代理人として議決権の行使を委任することができる。社員又は代理人は、総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

(議決及び報告の省略)

第18条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された2名の議事録署名理事は、前項の議事録に署名又は記名押印若しくは電子署名をする。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上8名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうちから、理事長1名を定める。

3 理事のうちから、副理事長若干名を定めることができる。

4 理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他一定の特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任及び選定)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって選定する。

3 副理事長は、必要に応じて理事会の決議によって選定する。

4 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第22条 理事長は、当法人を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長の職務を代行する。

3 理事長及び副理事長の他、理事会の決議により、業務を執行する理事として選定された理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

(任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員によって選任された理事は他の理事の任期の満了する時までとする。

3 役員が欠けた場合又は一般法人法若しくは第20条第1項で定める役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 役員は、第16条第2項第2号により、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益を除き、役員である者に対して、役員の職務外の業務の対価として報酬を支給することができる。

第5章 理事会

(理事会)

第27条 当法人に、すべての理事で構成する理事会を置く。

2 理事会は、一般社団法人法及び本定款に定める事項の他、以下の事項を審議し、決定する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) 当法人の規則の制定、変更及び廃止
- (5) 幹事会員の選任及び解任
- (6) 総会へ付議すべき事項の決定
- (7) その他、当法人の運営に関する重要事項

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 理事会は、当法人の運営に関する重要事項について、幹事会に意見を求めることができる。

(招集)

第28条 理事会は、書面又は電磁的方法により、理事会の日の1週間前までに理事長が招集する。なお、理事長に欠員又は事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に欠員又は事故があるときは、理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名又は記名押印若しくは電子署名をする。

第6章 幹事会

(幹事会)

第34条 当法人の事業を強力に推進するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、理事会において選任された幹事会員により構成される。

- 3 幹事会は、互選により、代表幹事1名を選任する。
- 4 幹事会は、以下の事項について審議し、決定する。
 - (1) 学会会員入会の承認
 - (2) 委員会の設置及び解散
 - (3) 当法人が所有する知的財産管理及び運用に関する事項の理事会への提案
 - (4) 理事会へ付議すべき事項の決定
 - (5) その他、当法人の事業内容を推進するために必要な事項
- 5 幹事会員は5口以上の会員口数を有するものとする。

(選任)

第35条 幹事会員は、正会員、サポート会員の中から、理事会の決議によって選任する。

- 2 幹事会員の数は25以内とする。
- 3 幹事会員は、幹事会での審議に参加するメンバーとして1名を選定する。

(開催)

第36条 幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事が議長を務める。

- 2 幹事会は、幹事会員の過半数の出席をもって成立する。その際、代理出席又は委任状による出席を妨げない。
- 3 理事及び監事は、幹事会に出席することができる。

(決議)

第37条 幹事会の決議は、出席した幹事会員の過半数をもって行う。

- 2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(任期)

第38条 幹事会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の任期中に新たに選任された幹事会員の任期は、他の幹事の任期の満了する時までとする。

(解任)

第39条 幹事会員は、理事会の決議によって解任することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第41条 理事は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書（以下、「計算書類」という。）並びに事業報告を定時総会に提出しなければならない。

2 前項の計算書類については、定時総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(剰余金の分配を行わない定め)

第42条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 本定款の変更の決議は、総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(解散)

第44条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（当法人が消滅する場合に限る）
- (4) その他一般法人法で定める事由

(残余財産)

第45条 当法人の残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号イからトまでに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人に帰属させる。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 附則

(事務局)

第47条 当法人の事務のとりまとめのために事務局を置く。

2 事務局長及び事務局員は、理事長が任命する。

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第49条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

氏名 西岡 靖之

住所 (省略)

氏名 堀水 修

住所 (省略)

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。